厚生労働省職員（室長・企画官級）の募集について

令 和 7 年 5 月 15 日
厚生労働省大臣官房人事課

優秀で高い能力を有する職員を出身府省の壁を越え、適材適所での登用を図るため、厚生労働省の室長・企画官級ポストについて、各府省職員からの公募による登用を行うものとする。

１．公募する職員

厚生労働省大臣官房総務課企画官（医薬局併任）　１名

２．職務内容

別紙のとおり

３．任期等

任期は原則として２年間とする。
任期終了後は原則として出身府省に復帰するものとする。

４．応募資格

各府省の職員（現在、地方公共団体等に出向中の者を含む。）
・室長・企画官級の職員に加え、課長補佐級の職員の応募も可能とする。
・職種、年齢は問わない。

５．応募及び選考の手順

（１）応募者は、所属する各府省の人事担当課を通じて、５月 30 日（金）正午までに厚生労働省大臣官房人事課あて応募するものとする。
（２）応募の際には、略暦（写真添付）及び応募理由（様式自由）を提出すること。
（３）厚生労働省において書類選考及び面接の上、候補者を決定する。

６．お問合せ先

厚生労働省大臣官房人事課　田辺、萬年
電話　03-5253-1111（内線 7071、7076）

別紙

大臣官房総務課企画官（医薬局併任）の職務内容

我が国においては、超高齢化に直面するなかで、国民皆保険を中心とする保健医療制度などの持続可能性を維持しながら、一人ひとりの健康寿命をどう延ばすかという問題解決に取り組む必要がある。その解決のための重要な糸口の１つがデータヘルス改革の推進であり、国民、患者、利用者目線で保健医療ＩＣＴサービスを開発、提供し、国民の健康寿命の更なる延伸と効果的・効率的な医療・介護サービスの提供を図っていく必要がある。中でも、電子処方箋の導入により、直近の薬剤情報の共有が可能になり重複投薬の回避に資することや、薬局における処方箋情報の入力負担の軽減、患者の利便性向上などが期待され、併せて、オンライン診療やオンライン服薬指導の円滑な実施にもつながるものであり、大臣官房総務課企画官（医薬局併任）は、総務課長の指示の下、以下の業務に取り組む。

【主な業務】

１　電子処方箋の普及拡大等

医療機関等への電子処方箋の導入や安全に運用できる仕組み・環境の整備を図るため、必要な方策の検討や関係者との調整を行う。

２　オンライン服薬指導のさらなる推進

電子処方箋の運用と併せて、オンライン服薬指導の更なる普及・推進を図るために必要な方策の検討や関係者との調整を行う。

【求められる能力】

・　ＩＣＴに関する知識を有することが望ましい
・　医療保険制度等に関する一定の理解があることが望ましい
・　企画・立案、総合調整に関する実務経験を有することが望ましい